

自転車乗用ヘルメット着用宣言

公益社団法人 愛媛県シルバー人材センター連合会

1. 目的

自転車用ヘルメットの着用は、交通事故時の被害を軽減し、利用者本人の交通ルールの遵守、交通マナーの向上につながるため、愛媛県シルバー人材センター連合会の会員・職員が率先してヘルメットを着用し、交通安全を推進していきます。

愛媛県シルバー人材センター連合会では、平成 28 年度定時総会において、会員・職員の総意によってヘルメット着用を宣言し、平成 28 年 7 月 1 日（金曜日）のヘルメット着用開始に向け、会員・職員に周知啓発をしてきました。

2. 着用開始日

平成 28 年 7 月 1 日（金曜日）

会員・職員に対して、就業途上・通勤時はもちろん、私用でも自転車に乗る時にはヘルメットを着用するように呼びかけます。

3. 宣言内容

愛媛県シルバー人材センター連合会では、「安全が最優先する」との理念で、就業中や就業途上での事故撲滅に取り組んでおり、自転車の交通事故防止策として、利用者の交通ルールの遵守、交通マナー向上の啓発活動を実施しています。

自転車用ヘルメットの着用は、交通事故の被害軽減となるほか、利用者本人の交通ルールの遵守、交通マナー向上の意識醸成に繋がることから、センター会員・職員が率先してヘルメットを着用し、地域社会に周知啓発を図ります。

「交通ルールの遵守、交通マナーの向上に努め、地域社会の模範となるセンター会員・職員」との認識のもと、センター会員・職員が一丸となって「自転車ヘルメット着用」を促進していくことをここに宣言します。

4. 宣言日 平成 28 年 6 月 22 日（水曜日）